

平成二十年二月二十九日受領  
答弁第一〇一〇一号

内閣衆質一六九第一〇一号

平成二十年二月二十九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年のイルクーツク声明並びに齒舞群島・色丹島の引き渡しと国後島・  
択捉島の帰属問題を並行して交渉する「並行協議方式」に対する外務省の評価に関する第三回質問に対  
し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年のイルクーツク声明並びに齒舞群島・色丹島の引き渡しと国後島・択捉島の帰属問題を並行して交渉する「並行協議方式」に対する外務省の評価に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の大臣の御指摘のような趣旨の発言は、同大臣の個人的な経験及び識見に基づいてなされたものと承知している。

二及び八について

我が国は、ロシア連邦との間で平和条約の締結に関する交渉（以下「交渉」という。）を行っているところであり、お尋ねの点を含め、交渉の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

三、四及び七について

御指摘の会談には、外務省より齋藤泰雄ロシア連邦駐箚特命全権大使、武藤顕欧州局ロシア課長及び通訳として外務省職員が同席しており、御指摘の会談において、森喜朗元内閣総理大臣が、色丹島及び齒舞

群島の引渡しの状態に関する議論と択捉島及び国後島の帰属の問題に関する議論を同時かつ並行的に進めていくとの考え方に言及したとの事実はないと承知している。

五及び六について

御指摘の記事については承知しているが、事実関係については、先の答弁書（平成二十年二月五日内閣衆質一六九第二九号）四について並びに先の答弁書（平成二十年二月十九日内閣衆質一六九第五三号）三及び四についてでお答えしたとおりである。